

札幌版次世代住宅性能評価に係る適合審査事務取扱要領

[平成28年 3月 3日 都市局長決裁]

[最終改正 平成29年 3月21日]

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌版次世代住宅の性能の評価及び表示に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条第1号に規定する札幌版次世代住宅基準に従って表示すべき性能に関する評価（以下「性能評価」という。）の適合審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、要綱で使用する例によるもののほか、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 品確法 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）をいう。
- (2) 登録住宅性能評価機関 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価を行うものとして国土交通大臣の登録を受けた機関をいう。

(適合審査の実施機関)

第3条 適合審査を実施しようとする機関は、別記第1号様式の適合審査機関登録申請書に登録住宅性能評価機関票の写し及びその他の必要書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、当該機関に適合審査の実施を認めるときは別記第2号様式の適合審査機関票を交付する。
- 3 前項の適合審査機関票の有効期間は、登録住宅性能評価機関の登録の有効期間と同じとする。
- 4 第2項の申請内容に変更が生じた場合は、別記第3号様式の適合審査機関登録内容等変更届出書に必要書類を添付し、市長に届け出なければならない。

(適合審査の対象)

第4条 適合審査の対象となる住宅は、要綱第4条第1項に規定する性能評価のうち、適合審査機関が定める住宅性能評価業務を行うことができる住宅とする。

(適合審査の実施者)

第5条 札幌版次世代住宅の設計適合審査（以下「設計適合審査」という。）及び札幌版次世代住宅の工事適合審査（以下「工事適合審査」という。）の実施者は、品確法第13条に定める評価員で、登録住宅性能評価機関より評価員として選任されている者（以下「審査員」という。）とする。

- 2 業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合は、平成18年国土交通省告示第304号を前項の審査員について準用する。

(設計適合審査の依頼)

第6条 適合審査を受けようとする者（以下「依頼者等」という。）は、別記第4号様式の札幌版次世代住宅設計適合審査依頼書（正本及び副本2部。以下「設計適合審査依頼書」という。）に設計適合審査に必要な図書を添えて、適合審査機関に依頼しなければならない。ただし、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者）は除く。なお、依頼に要する費用は依頼者等の負担とする。

- 2 設計適合審査に必要な図書は、要綱第5条第1項第1号から第3号に規定する住宅の基準の審査に必要な書類又は図書とする。ただし、要綱第5条第1項第2号に規定する断熱部位及び断熱仕様一覧表は除く。

(設計適合審査の受付)

第7条 前条第1項の依頼を受けた適合審査機関は、提出図書に不備がない場合は、引受承諾書を依頼者等に交付しなければならない。

- 2 適合審査機関は、前項の引受承諾書を依頼者等に交付したときは、市長に報告しなければならない。

(設計適合審査の実施)

第8条 適合審査機関は、前条第1項の受付を行った後、依頼に係る住宅が札幌版次世代住宅基準に適合しているかどうかを提出図書により審査しなければならない。この場合、提出された図書に疑義がある場合は、必要に応じて依頼者等に説明を求めるとともに、誤りがある場合は訂正を指示しなければならない。

(設計適合証明書の発行等)

第9条 適合審査機関は第6条第1項の依頼に係る住宅が設計適合審査の結果、札幌版次世代住宅基準に適合すると認めるときは、第6条第1項の依頼を受けた日から10営業日以内に、設計適合審査依頼書の写し及び提出図書の副本を1部添付し、別記第5号様式の札幌版次世代住宅設計適合証明書（以下「設計適合証明書」という。）を発行しなければならない。ただし、適合審査機関の責によらない遅延の場合は除く。

- 2 適合審査機関は、次の各号に掲げる場合においては、別記第6号様式の札幌版次世代住宅設計適合審査不適合通知書（以下「設計適合審査不適合通知書」という。）を依頼者等に通知しなければならない。

- (1) 依頼を受けた住宅が、札幌版次世代住宅基準に適合しないとき
- (2) 適合審査の過程において、設計適合審査依頼書若しくは提出図書に不備又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であることが明らかとなり、札幌版次世代住宅基準に適合することが判断できないとき
- (3) 設計適合審査依頼書又は提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき

- 3 適合審査機関は、第1項の設計適合証明書又は第2項の設計適合審査不適合通知書を依頼者等に発行したときは、提出図書の副本を1部添付し、市長に報告しなければならない。

(設計適合証明内容の変更)

第10条 依頼者等は、前条第1項の設計適合証明書発行後に提出図書の内容について変更を行う場合は、別記第7号様式の変更札幌版次世代住宅設計適合審査依頼書(正本及び副本2部)に変更図書を添えて設計適合審査を依頼した適合審査機関に依頼しなければならない。

- 2 前項の依頼を受けた適合審査機関は、提出図書に不備がない場合は、引受承諾書を依頼者等に交付しなければならない。
- 3 第1項の提出図書のうち、断熱性能及びエネルギー性能に係る部分以外の項目に変更が生じたときは、第1項の規定による依頼に代え、届け出なければならない。
- 4 適合審査機関は、第2項の引受承諾書を依頼者等に交付したとき、又は第3項の届出を受けたときは市長に報告しなければならない

(変更設計適合証明書の発行等)

第11条 適合審査機関は、前条第1項の依頼があった場合は、再度設計適合審査を行い、依頼に係る住宅が札幌版次世代住宅基準に適合すると認めるときは、前条第1項の依頼を受けた日から10営業日以内に、変更札幌版次世代住宅設計適合審査依頼書の写し及び提出図書の副本を1部添付し、別記第8号様式の変更札幌版次世代住宅設計適合証明書(以下「変更設計適合証明書」という。)を発行しなければならない。ただし、適合審査機関の責によらない遅延の場合は除く。

- 2 適合審査機関は変更設計適合審査の結果、適合しないことを決定したときは、第9条第2項の通知書により依頼者等に通知しなければならない。
- 3 適合審査機関は、第1項の変更設計適合証明書又は第2項の設計適合審査不適合通知書を依頼者等に発行したときは、提出図書の副本を1部添付し、市長に報告しなければならない。

(軽微な変更に係る届出)

第12条 軽微な変更をしようとする依頼者等は、第10条第1項の規定による依頼に代え、届出をすることができる。当該届出は、別記第9号様式の札幌版次世代住宅設計適合審査軽微な変更届(正本及び副本2部)に、設計適合審査に必要な図書のうち当該変更に係るもの(外皮性能計算書及び一次エネルギー消費量計算書を除く。)を添えて提出しなければならない。

- 2 第1項の規定による届出があった場合は、外皮平均熱貫流率及び一次エネルギー消費量に係る値は、当該届出直前の設計適合証明書又は変更設計適合証明書を交付した設計内容での値とする。
- 3 適合審査機関は、第1項の札幌版次世代住宅設計適合審査軽微な変更届を受付けたときは、提出図書の副本を1部添付し、市長に報告しなければならない。

(工事適合審査の依頼)

第13条 依頼者等は、審査に係る住宅の工事が完了したときは、新築住宅にあつては別記第10-1号様式の、改修住宅にあつては別記第10-2号様式の札幌版次世代住宅工事適合審査依頼書（以下「工事適合審査依頼書」という。）の正本及び副本2部に、それぞれ第2項に定める書類及び図書を添えて、設計適合審査を依頼した適合審査機関に提出しなければならない。

2 工事適合審査に必要な図書は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し（新築住宅に限る。）
- (2) 申請に係る住宅の気密性能（相当隙間面積）を確認できる気密性能試験報告書
- (3) 工事記録書（断熱及びエネルギー性能に係る設備の施工状況が判る写真入りのもの）
- (4) 適合審査機関が必要と認めた図書

(工事適合審査の受付)

第14条 前条第1項の依頼を受けた適合審査機関は、提出図書に不備がない場合は、引受承諾書を依頼者等に交付しなければならない。

2 適合審査機関は、前項の引受承諾書を依頼者等に発行したときは、市長に報告しなければならない。

(工事適合審査の実施)

第15条 適合審査機関は、前条第1項の受付を行った後、依頼に係る住宅が札幌版次世代住宅基準に適合していることを提出図書により審査しなければならない。この場合、提出された図書に疑義がある場合は、必要に応じて依頼者等に説明を求めるとともに、誤りがある場合は訂正を指示しなければならない。

(工事適合証明書の発行等)

第16条 適合審査機関は第13条第1項の依頼に係る住宅が工事適合審査の結果、札幌版次世代住宅基準に適合すると認めるときは、第13条第1項の依頼を受けた日から10営業日以内に、工事適合審査依頼書の写し及び提出図書の副本を1部添付し、別記第11号様式の札幌版次世代住宅工事適合証明書（以下「工事適合証明書」という。）を発行しなければならない。ただし、適合審査機関の責によらない遅延の場合は除く。

2 適合審査機関は、次の各号に掲げる場合においては、別記第12号様式の札幌版次世代住宅工事適合審査不適合通知書（以下「工事適合審査不適合通知」という。）を依頼者等に通知しなければならない。

- (1) 依頼を受けた住宅が、札幌版次世代住宅基準に適合しないとき
- (2) 適合審査の過程において、工事適合審査依頼書若しくは提出図書に不備又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であることが明らかとなり、札幌版次世代住宅基準に適合することが判断できないとき
- (3) 工事適合審査依頼書又は提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき

3 適合審査機関は、第1項の工事適合証明書又は第2項の工事適合審査不適合通知を依頼者等に発行したときは、提出図書の副本を1部添付し、市長に報告しなければならない。

(依頼の取り下げ)

第17条 工事適合証明書の発行前に適合審査の依頼を取り下げようとする場合は、別記第13号様式の札幌版次世代住宅適合審査取り下げ届を適合審査機関に提出しなければならない。

2 前項の場合において、設計適合審査依頼書の正本及び設計適合審査に必要な図書、工事適合審査依頼書の正本及び工事適合審査に必要な図書の返却は行わないものとする。

3 適合審査機関は、第1項の札幌版次世代住宅適合審査取り下げ届を受付けたときは、市長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 第3条に規定する適合審査機関並びに第5条に規定する審査員は、適合審査の業務に関して知り得た情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(札幌市への報告)

第19条 適合審査機関は、適合審査の内容、判断根拠その他情報等、市長から業務に関する報告等を求められた場合は、これに応じなければならない。

(指示)

第20条 市長は、適合審査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、適合審査機関に対し、当該審査の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(適合審査の業務の休廃止等)

第21条 適合審査機関は、適合審査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第14号様式の適合審査機関業務休廃止届出書を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る適合審査機関票の登録事項は、その効力を失う。

(登録の取消し等)

第22条 市長は、適合審査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて適合審査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 第20条の規定による指示に従わないとき
- (2) 登録住宅性能評価機関としての登録を取り消されたとき

- (3) 適合審査の業務に関し著しく不適當な行為をしたとき、又はその業務に従事する審査員若しくは法人にあってはその役員が、適合審査の業務に関し著しく不適當な行為をしたとき
- (4) 不正な手段により登録を受けたとき
- (5) その他市長が必要と認めたとき

(適合審査機関の責任)

第23条 適合審査及び証明書の発行に関して生じた責任は、適合審査機関が負うものとする。

(その他)

第24条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は平成28年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。